

会議録

会議の名称	第26回茨木市こども育成支援会議
開催日時	平成30年3月23日(金) 午後6時30分～8時42分
開催場所	茨木市福祉文化会館303号室
出席委員	江菅委員(公募市民)、尾上委員(PTA協議会(小・中学校))、梶委員(私立幼稚園保護者)、河田委員(青少年指導員連絡協議会)、木村委員(私立幼稚園連合会)、清水委員(私立保育園・私立認定こども園保護者)、田中委員(つどいの広場利用者) 中島委員(PTA協議会(幼稚園))、西谷委員(公立保育所保護者連絡会)、西之辻委員(民生委員児童委員協議会)、福田委員(関西大学)、三角委員(私立保育園連盟)、湊川委員(株式会社みなど)、美馬委員(あけぼの学園親の会) 宗清委員(放課後子ども教室代表者連絡会)、森田委員(つどい連絡協議会)、矢野委員(公募市民)、吉田委員(公募市民)、 (五十音順)
欠席委員	下田平委員(子育てサロン関係者)、栗本委員(児童養護施設レバノンホーム) (五十音順)
事務局	佐藤こども育成部長、岡こども育成部理事、東井こども政策課長、中井子育て支援課長、西川保育幼稚園総務課長、村上保育幼稚園事業課長、幸地学童保育課長、青木福祉政策課長、加藤学校教育推進課長、尾崎教育センター所長、中路保育幼稚園総務課課長代理、中坂こども政策課政策係長、北川保育幼稚園総務課管理係長、藤岡子育て支援課発達支援係長、河上こども政策課職員
案件	○利用定員の確認について ○茨木市待機児童解消保育所等整備計画について ○茨木市障害児福祉計画について ○利用者負担について ○その他
配付資料	資料1 利用定員の確認について 資料2 茨木市待機児童解消保育所等整備計画について 資料3 茨木市障害児福祉計画について 資料4 利用者負担について(茨木市特定教育・保育施設等利用者負担額の適正化及び実施時期) 資料5 利用者負担について(学童保育室利用料改定内容)

発 言 者	発 言 内 容
司会 東井課長	<p>皆様、こんばんは。少し定刻の時間を過ぎてしまいまして申しわけございません。ただいまから、茨木市こども育成支援会議を開催させていただきます。</p> <p>本日は、大変ご多用のところ、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>会議の開会に当たりまして、こども育成部長佐藤房子からご挨拶を申し上げます。</p>
こども育成部 佐藤部長	<p>皆さん、改めましてこんばんは。第 26 回茨木市こども育成支援会議の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。</p> <p>本日は委員の皆様方には、年度末の大変お忙しい中、また夕刻のお疲れのところご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>また平素は、市政の推進に、とりわけ子育て支援にご理解とご協力をいただいておりますことをこの場をおかりしてお礼を申し上げます。ありがとうございます。</p> <p>さて本日は、次第のほうにもございますように、「利用定員の確認」、「茨木市待機児童解消保育所等整備計画」、「茨木市障害児福祉計画」、「利用者負担」につきましてご報告をさせていただきたいと思っております。</p> <p>限られた時間ではありますが、委員の皆様から、多くのご意見を頂戴したいと思っております。皆さんから忌憚のないご意見をいただきたいと思っております。</p> <p>簡単ではありますが、開会の挨拶にかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
司会 東井課長	<p>次に、本日の委員の出席状況についてご報告させていただきます。</p> <p>本日、欠席のご連絡をいただいておりますのは、下田平委員、栗本委員でございます。おくれて出席をいただけるというご連絡をいただいておりますのが、田中委員、中島委員でございます。</p> <p>いずれにいたしましても、半数以上の委員の方にご出席をいただいておりますので、こども育成支援会議条例の規定により、会議は成立しております。</p> <p>なお、この後の会議の進行につきましては、条例の規定によりまして、福田会長にお任せいたします。</p> <p>それでは福田会長、よろしくお願いいたします。</p>
福田会長	<p>はい、皆さん、どうもこんばんは。</p> <p>それでは第 26 回の茨木市こども育成支援会議を進めさせていただきます。</p> <p>本日の案件につきましては、委員の皆様から事前にたくさんのご意見、ご質問をいただいております。会議時間も限られておりますことから、事務局からの説明、委員からの事前にいただいたご意見・ご質問を事務局から紹介・答弁、その他のご意見がないか伺うという流れで会議を進めさせていただきたいと思っております。</p> <p>なお、ご発言の際は、会議録作成の都合上、「〇〇です」と名乗ってからご発言をよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは早速ですが、案件の一つ目、「利用定員の確認について」に入ります。</p> <p>まずは事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、平成 30 年度特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員</p>

<p>中路課長代理</p>	<p>確認の設定についてご説明いたします。</p> <p>まず、認定こども園、保育所や幼稚園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所の利用定員の新規設定については、子ども子育て支援新制度において、施設事業者からの確認申請によりこども育成支援会議等の意見を聞き、大阪府と協議を経て認定することから、今回、来年度に新たに増える利用定員について案件として提出いたしております。</p> <p>また、これら新たな認定こども園や小規模保育事業所等については、大阪府並びに本市の子ども子育て支援事業計画等に基づき整備を行ったものになります。</p> <p>それでは資料をご覧ください。</p> <p>ブロックごとと地域全体の平成 29 年 4 月と、平成 30 年 4 月の利用定員及び、その差を認定子ども別、3号認定子どもについてはゼロ歳児と1・2歳児別に表しています。</p> <p>中央ブロックでは、ゼロ歳児 5 人、1・2歳児 19 人で、3号認定 24 人が増。2号認定で 15 人の増。1号認定で 150 人の増となって、ブロック合計で 189 人の増となっております。</p> <p>次に東ブロックは変更はございません。</p> <p>西ブロックでは、ゼロ歳児 9 人、1・2歳児 36 人で、3号認定 45 人の増。2号認定で 4 人の増。1号認定は変更はなく、ブロック合計で 49 人の増となっております。</p> <p>次に南ブロックでは、ゼロ歳児 6 人、1・2歳児 12 人で、3号認定 18 人の増。2号認定で 12 人の増。1号認定で 5 人の増となっており、ブロック合計で 35 人の増となっております。</p> <p>北ブロックについては変更はございません。</p> <p>地域全体では、ゼロ歳児 20 人、1・2歳児 67 人で、3号認定 87 人の増。2号認定で 31 人の増。1号認定で 155 人の増となっており、合計で 273 人の増となっております。</p> <p>2 ページをご覧ください。</p> <p>2 ページからは、1 ページの内訳として施設別の平成 29 年 4 月と平成 30 年 4 月の定員をブロックごとに表したものです。定員に変更があった施設は太枠で囲っています。</p> <p>まず 2 ページの認定こども園いばらき大谷学園は隣接する幼児教育施設部分を含めて、保育所から保育所型認定こども園に移行することから、幼児教育施設部分を新たに 1 号認定として設定するとともに、2、3号認定についても定員を増しております。</p> <p>2 ページ中央ブロックの下段のマリモ City 保育園は小規模保育事業として 4 月から新設します。</p> <p>3 ページをご覧ください。東ブロックについては変更はありません。</p> <p>次に 4 ページをお開き願います。</p> <p>西ブロックについては、松ヶ本認定こども園が園舎建て替えに合わせて定員増となっております。</p>
---------------	--

	<p>4 ページ西ブロックの下段の小規模保育施設のぞみは公立施設として4月から新たに新設いたします。</p> <p>5 ページをご覧ください。</p> <p>南ブロックについては、認定こども園玉櫛たちばな保育園が園舎建て替えに合わせて定員増となっております。</p> <p>6 ページをお開き願います。北ブロックについては変更ございません。</p> <p>なお、2 ページ中央ブロックのさくらんぼこども園については、定員に変更はありませんが、この4月から事業者が変更となっております。</p> <p>引き続き、事前に委員の皆様からいただいたご意見とその回答についてお答えさせていただきます。</p> <p>ご意見、ご質問の内容ですが、資料1のタイトル、特定教育保育施設・特定地域型保育事業が何なのか内容がよくわからないので、初めての人でもわかるよう、大阪府のように、保育所等＝特定保育施設及び特定地域型保育事業など、専門用語の解説を入れてほしいですということで、こちらについては対応させていただきたいと思えます。</p> <p>次に、「各ブロックにおける待機児童解消の効果量についてはいかが見込まれますか。」回答といたしましては、待機児童解消の効果量といたしましては、中央ブロックで39人、西ブロックで49人、南ブロックで30人、合計118人の2号認定、3号認定の新たな受け入れ体制の確保につながったと考えております。</p>
福田会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>今、2点事前にご意見があったのは江菅委員からです。ぜひどなたからかというのを明示してご説明いただければと思います。</p> <p>江菅委員、よろしいでしょうか。</p>
江菅委員	<p>要するに定員がふえて、待機児童が解消されるのか、されないのかというところのことをお聞きしたかったのですが、いかがでしょうか。</p>
福田会長	<p>ありがとうございます。事務局、現在の状況を説明いただけますでしょうか。</p>
事務局 中路課長代理	<p>30年度4月1日の現状はまだ今の時点では正確に出ていないのでお答えすることはできないですけど、ただ解消に向けて努力しているところではありますし、解消するというふうに見込んでおります。ただ、実際マッチングの問題などがありますので、ちょっと今の段階では、絶対にゼロとまでは言いきれないところはあります。</p>
福田会長	<p>よろしいでしょうか。ありがとうございます。</p> <p>それでは、まず一つ目、この「利用定員の確認について」でございますけれども、事務局からの説明、もしくは江菅委員からの事前のご質問もありましたけれども、委員の皆さん、いかがでしょうか。ご質問、ご意見等あればお伺いしたいと思います。</p> <p>特によろしいですかね。一応これは定められた事務的プロセスと言いましょか、年に1回これを確認していくということが法に定められておりますので、毎年させてもらいますということで、今回、利用定員の合計のところ、実際にどの程度増減があったのか、非常にわかりやすく事務局のほうで資料を作成していただきま</p>

	<p>した。どうもありがとうございました。</p> <p>それでは続いて二つ目です。「茨木市待機児童解消保育所等整備計画」について、事務局よろしく願いいたします。</p>
<p>事務局 中路課長代理</p>	<p>今年度、子ども子育て支援事業計画の需要量の見込みと確保の内容の見直しを行ったことから、茨木市待機児童解消保育所等整備計画を改めて作成したものです。</p> <p>それでは、資料の茨木市待機児童解消保育所等整備計画（平成 29～平成 31 年度）をご覧ください。1 ページをお開き願います。</p> <p>計画策定の趣旨についてですが、本市における保育所等待機児童解消に必要な保育の受け入れ体制については、平成 29 年度末までに確保することを目指して、平成 27 年 10 月に茨木市待機児童解消保育所等整備計画（平成 27 年～平成 29 年度）を作成し、民間保育所等の建て替えや小規模保育事業所などの整備を進めてきました。</p> <p>しかし、昨年 5 月に国から女性の就業率等の伸びにより、引き続き保育需要の高まりが続くとの見込みが示されたことから、子ども子育て支援事業計画の中間見直し内容と調和を図った児童福祉法第 56 条の 4 の 2 に位置づけられる市町村整備計画として、「茨木市待機児童解消保育所等整備計画（平成 29～31 年度）」を策定したものです。</p> <p>この計画における保育提供区域は、事業計画の「教育・保育提供区域」としており、中央・東・西・南・北の 5 ブロックとし、期間は平成 31 年度までの整備としております。</p> <p>これまでの取り組みと待機児童数の推移については、事業計画等に基づきながら、認可保育所等の建て替えによる定員の増や、小規模保育事業所の新設、待機児童保育室の整備など、平成 27 年度から平成 28 年度で合計 489 人分の受け入れ体制を確保してきました。詳細については 2 ページに記載のとおりとなっております。</p> <p>その結果、待機児童数の状況は 3 ページに記載のとおり、平成 28 年度の 147 人から平成 29 年度には 58 人で、89 人の減少となっております。</p> <p>次に待機児童解消施策についてです。待機児童解消に向けた課題としましては、3 ページの表 2 のとおり、平成 30 年度には待機児童が解消される見込みですが、保育需要の伸びを考えると、新たな保育の受け入れ体制の確保に努めなければ、平成 31 年度以降、再び待機児童が発生する見込みとなっております。</p> <p>そこで、新たな整備計画を作成し、待機児童解消に必要な保育の受け入れ体制について確保します。</p> <p>4 ページをお開き願います。</p> <p>計画の内容としましては、既存民間保育施設を有効活用した建て替えによる定員増を図る計画としております。そのほか、施設整備以外でも、企業主導型保育事業の誘導により、受け入れ体制の確保が可能になると考えております。これにより、一番下の表のとおり、待機児童についてはゼロになる見込みであります。</p> <p>次に、事前にいただいたご意見とそれに対する回答をさせていただきます。</p> <p>まず三角委員から事前にいただいたご意見ですけど、表 2 のところの待機児童数の見込み等についてですが、平成 32 年度で 77 人の待機児童が見込まれていますが、</p>

平成 29～31 年度の整備計画では受け入れ枠が合計で 297 人増と多過ぎるように思っています。ということですが、こちらについては資料の 1 ページでもお伝えしておりますとおり、国においても今後も保育需要が伸びると見込まれており、引き続き待機児童解消に必要な量と見込んでおります。

次に、「待機児童見込み数の算出根拠を教えてください。」回答としましては、平成 22 年度から 29 年度の過去 7 年分の保育需要率、就学前児童数に対する要保育児童数の割合の推移から見込んだ今後の保育需要率を就学前児童数の今後の見込みに乗じることにより得た今後の要保育児童数と、市内の保育所等の受け入れ可能人数との差をクラス年齢ごとに算出しております。

次に、「平成 30 年度から待機児童がなくなる見込みなので、小規模園の設置は考えていないのでしょうか。」現在のところ、平成 30 年度以降の新たな小規模園の整備は計画しておりません。

次に、「企業主導型保育所も数園できていることをどのように考えておられるのか。」回答としましては、企業主導型保育事業の設置は、まず企業にとっては従業員の確保につながり、また市としても待機児童解消にとって地域枠等も設置された場合は有効であると考えております。

次に、江菅委員からいただいたご意見です。

表 2、「待機児童数の見込みについてですけど、平成 31、32 年度の見込みの積算根拠についての説明をお願いします。」こちらも先ほどの説明と同じになってくるんですけど、平成 22 年度から 29 年度の保育需要率、過去の保育需要率の推移から見込んだ今後の保育需要率を就学前児童数の見込みに乗じて算出し、また市内の保育所等の受け入れ人数との差をクラス年齢ごとに算出したものになります。

次に、「市民の新規流入等による児童数増加の状態はどのように加味されていますか。」新規流入等を加味した今後の就学前児童数に保育需要率を乗じて算出いたしております。

次に、「平成 31、32 年度の人口の将来変動をどのように見込まれていますか。」就学前児童数については、緩やかに減少していくものと見込んでおります。

次に吉田委員からいただいたご意見です。「中条地区ではマンションがたくさん建設中ですが、今後の待機児童の見込みには入っていますか。また子どもの数はどこかで頭打ちになりますか。」全体の就学前児童の見込みの中で、待機児童の見込みについては、新規流入等を見込んで算出しております。また子どもの数については、こちらは既にもう緩やかな減少へと転じていますが、保育需要に関しては、現在も伸びている状況です。

事務局
村上課長

江菅委員のご質問で、待機児童に含めない者、平成 29 年 10 月 1 日付で 494 人となっていたけれども、それはどうなっているのかという質問がありました。494 人の内訳ですが、待機児童保育室を利用されている方が 96 人、保護者の私的な理由により待機している方が 283 人、育児休業中の方が 115 人となっております。

それから森田委員からのご質問です。保育施設や定員の状態に伴い、保育士不足の対策を教えてくださいということでした。現在、市のほうでも国の事業とあわせて、保育士の確保に努めているところでございます。その事業といたしまして

	<p>は、保育士の宿舎借り上げ支援事業、その事業者、法人の保育士が借りられたところの家賃を補助する、そういった事業。それから保育士の処遇の改善、保育士のいわゆるお給料を上げるための加算項目というのが国のほうで、今年度も新しく追加されております。そういった形で給料のほうに反映されるよう処遇改善を行っております。3つ目が、保育士の就職フェアというものをハローワークと合同で行っております。そういった就職説明会、面接会を行いまして、より多くの方に保育士になっていただけるようお声がけもさせていただいております。それと、保育士の子どもの保育所優先入所、育児休業明けで復帰予定の保育士の子どもの優先入所を行っております。</p>
事務局 中路課長代理	<p>1点だけちょっと。江菅委員からいただいていたご意見ですが、平成31年5月1日から、平成が改元されるのに平成31年度以降で平成の年号を表記するのは不都合であるとのご意見をいただきました。待機児童解消保育所等整備計画に記載の元号表記も平成であります。内閣府の運用では元号を改める政令が施行されるまでは現元号の平成を使用するとされており、新元号の発表があっても元号を定める政令が施行されるまでは新元号を使用しないとなっております。そのことから、平成31年度以降の元号の表記につきましても、平成の元号で表記いたしております。ただし平成だけの元号表記では後々資料としてわかりづらくなることもあり得ますので、元号の表記の後に括弧書きで西暦の表記も併記したいと思っております。ただ今回の待機児童解消保育所等整備計画につきましても、昨年の10月に決定し公表していることから、平成30年4月以降の整備計画を見直す際に、改めて元号と西暦の併記で記載したいと考えております。ホームページ等で掲載している分については、可能な範囲で対応してまいりたいと考えております。</p>
福田会長	<p>事務局、どうもありがとうございました。たくさんのご質問を事前にいただいております。順に見ていきましょうか。三角委員、回答がありましたけど、今の形でよろしいでしょうか。</p>
三角委員	<p>私がお質問させていただいた点で、もう一度ちょっとご説明をいただきたいのが、まず1番の待機児童の見込み数の算出の根拠なのですが、先ほども何度か就学前の子どもたちが減少していく方向にあるというふうな中でも保育需要は高まっているから、これだけの何百という保育の定員枠をふやしていかないといけないというふうなお答えだったのですが、これは大体どれぐらいまで考えておられますか。いわゆるまだまだ保育需要は高まっていくぞというのは、何年ぐらいまで考えておられますか。</p>
福田会長	<p>事務局、よろしく申し上げます。</p>
事務局 西川課長	<p>本市の保育需要というところですけども、もともと国は平成29年度末が保育需要のピークということを待機児童解消加速化プランで示されておりました。それに基づいて、前の整備計画については、今年度末までの整備内容についてつくらせていただいていたと。先ほども、少し説明をさせていただきましたけども、昨年5月末に新しい子育て安心プランにおいて、今後も保育需要は伸びますよという見込みが示されまして、全ての歳児の保育需要がどれぐらい伸びるかということは示されていないんですが、1・2歳児の保育需要率については、前の待機児童解消加速</p>

	<p>化プランでは 48%になると示していましたが、新しいプランでは、60%まで伸びるであろうと示しており、ただ、この値は、どの地域をとってそういうふうな数値になっているのか根拠まで示されていないので、そうしたら、本市も今年度末で 1・2 歳児の保育需要率が 48%までいくのかということ、そういう状況でもありませんので、これまでの本市の伸び率と、あと就学前の子どもの状況も踏まえながら算出をしたということになっておりますので、よろしく願いいたします。</p>
三角委員	<p>大阪府下でももう既に定員を割ってきている園というのが出てきている中で、これからどんどん定員をふやしていくというふうなところで、その国から出された制度ではありますが、大阪市内はまだまだ何百という待機児童がごさいます。本市の場合、この平成 29 年度 3 月時点での待機児童というのは大体幾らぐらいあったのかというのを教えていただけないでしょうか。</p>
事務局 村上課長	<p>待機児童の数え方ですけれども、国の要領に従いまして待機児童というのは年に 2 回、4 月 1 日と 10 月 1 日に待機児童数を調べるようになっておりまして、3 月現在ではちょっと数はつかめておりません。</p>
三角委員	<p>10 月では。</p>
事務局 村上課長	<p>10 月のときが 222 人です。</p>
三角委員	<p>そうしましたら、この 3 番ですが、企業主導型の保育所というのは、数園出てきておりますよね。これはこの先も増えていくような可能性があるんですが、茨木市のほうではどこまで把握されていますか。</p>
事務局 西川課長	<p>企業主導型保育事業の今後の見込みということですが、この事業計画の中には基本的には含まれていません。というのは、この事業は内閣府の所管事業になりますので、本市のほうで、今後の見込みや状況につきましては把握できません。ただこの事業は平成 28 年と平成 29 年度の 2 年間で新たに 5 万人の保育の受け皿を増やすということで始まった事業でして、現在、確認できている情報としては、平成 30 年度についても、継続されると聞いています。ただ詳細なところについては、まだ正式な発表はされていないという状況ですので、ただ、お問い合わせはあります。ありますので、今後、国から正式な実施メニューが示されれば、検討されている企業はエントリーされるのではないかとこのふうには考えております。</p>
福田会長	<p>ありがとうございました。三角委員、よろしいですか。</p> <p>これなかなか難しいところですね。三角委員は当然施設を運営、経営している立場からすると、あっちもこっちもつくられたら困るところもありますし、今、事務局から説明があったように、国の推計というのも本来であれば、とうに待機児童の解消というのは見込まれているはずですが、どんどんふえていきますよと。それから、これまでになかった新しい保育ですね、企業主導型とか、いったらここでできている計画とは別のところで保育サービスの供給量がふえていっていますよと。かつ今後どうなっていくか全くわからないですけども、就学前の教育・保育の無料化をどんどんやっっていくという動きも一方であるわけです。もしどんどん進んでいくと、これまでだったら預けなかった人も、じゃあ預けようかということもできますし、そこはまだまだちょっと流動的なのかなというところで、この会議で</p>

	<p>今後の保育事業の需給状況を確認しながら進めていけたらいいのかなというふうに思っております。ありがとうございます。</p> <p>いっぱいありますので、次、江菅委員、いかがでしょうか。</p>
江菅委員	<p>三角委員と逆の立場の心配をしているのですが、待機児童に含めない者の数が10月1日現在で茨木市では494人おられるのですが、そのうち育児休業中の者が115人おられると。これ先般もちょっと話題になっていましたけど、育休明けで職場復帰したいけど、子どもを預ける場所がないから仕方なしに育休を延長しているというふうな状況もあるので、この辺の数字というのは非常に重要な意味を持ってくるのですが、こういう待機児童に現在カウントされていない子どもたちの扱いをどういうふうにご考慮されるのかということでもちょっと質問させていただきました。いかがでしょうか。</p>
福田会長	<p>事務局いかがでしょうか。</p>
事務局 西川課長	<p>待機児童に含めない児童をどう考えているかというところでございますけども、まずは、現在、定義による待機児童の解消を目指しているというところなんです。現状として、今委員がおっしゃったように、定義から外れる方で待っておられる方がおられるということは十分理解をしておりますが、まず、定義上の待機児童を解消させていただきたく、今後この含めない方についてどう対応していくかということを引き続き検討してまいりたいというふうに考えております。</p>
福田会長	<p>ありがとうございます。江菅委員よろしいですか。ほかもたくさんありましたけども。</p>
江菅委員	<p>ほかのところは今さらっとお聞きしただけでは理解ができません。出展とか推計の元データ等はまた後でゆっくり確認します。要するに推計でどういうふうにしかりとつかんでおられるのかということに危惧しているだけで、その辺をしかりつかんでいただければ、計画を立てても上手くいくのではないかと思いますので、また必要であれば説明をお願いしたいと思います。</p>
福田会長	<p>ありがとうございます。その件に関していくと、この会議で再三、当初のころから国の示した計算式に基づいて需給状況を確認していくということなのですが、大体空振りしているのですよね。多分それだけではなかなか見えてこない。計算式は今事務局から説明がありましたように、かなり国が細かく詰めてきておりますので、それに従って数字を出してくれているということになるかと思っております。よろしくお願ひします。</p> <p>それでは続いて、吉田委員、ちょっと先ほどの江菅委員の質問にも絡むかなと思ひますがいかがでしょう、よろしいですか。</p>
吉田委員	<p>あまり全体的な感じでは考えられないのですが、自分が住んでいる地域からすると、本当にマンションがいっぱい建っていて、周りのお母さんとかでも、「入れたい近くの保育園は定員がいっぱいで入れない」とかをよく聞くので、ブロックごとに、例えば中央ブロックを増やしていこうとは考えられていますか。</p>
福田会長	<p>事務局、どうぞ。</p>
事務局 中路課長代	<p>ブロックごとということですが、中条小学校区の中央ブロックは、比較的足りているブロックにはなっています。ただ同じ中央でも阪急の茨木市のほうと、JRの</p>

理	茨木でもまたちょっと変わってくるのかなと思いますけど、ここら辺も含めてちょっと今後、ブロックベースのところも考えていくことにはなろうかと思いますが、まずは地域全体で確保できるというところを目指しているところです。
福田会長	加えてどうぞ。
事務局 西川課長	ちょっと補足で申し上げさせていただきます。昨年10月に作成いたしました整備計画について示させていただきましたが、これまでも4月の待機児童の状況を見て、検証して、どの地域にどのようなものが不足しているのかということがわかりますので、それで毎年、新たな整備を整備計画に追加して、この待機児童の状況に応じた形での小規模保育事業所であったり、様々な受け入れ体制について確保する取り組みをしてきました。ずっとこのままの計画を進めるということではなくて、今おっしゃっていただいたように、新たにマンションが開発されるという状況が分かれば、当然、そこも見込みながら計画を見直していくという形になりますので、どうぞよろしく願いいたします。
福田会長	<p>ありがとうございます。なかなかその計画の中で十分だと言っても、利用者の立場になったときに本当に行きたいところに行けているのか、足りているのかというのはまた違うのかなと。また新規開発ですよ。これは行政の意向とはまた別のところで、いい土地があれば大きいマンションを建てるということは当然今後も考えられますよね。そうやって建つと保育需要が増してきて、その地域の子どもにとってはなかなか厳しい状況というのをすぐに解消するというのは難しいのかなと。今、事務局から説明もありましたように、一定計画を立てながらも、都度、都度見直していくという形で進めていただくといいのかなというふうに思っております。ありがとうございます。</p> <p>それでは、森田委員からは、保育士不足の件ですね。ご質問ありましたけども、事務局からの説明はいかがでしたでしょうか。</p>
森田委員	先ほど保育士不足について、いろいろ対策をお示しいただいたんですが、実際、今現在保育士さんは不足していないのか。一生懸命探して配置されているのかというところを教えていただけたらと思います。
事務局 村上課長	最近全国のニュースとかでも保育士不足というのが話題になっております。特に横浜市なんか待機児童が多いにもかかわらず保育士が不足しているがために保育所を休園するというような事態も起きていますとお聞きしておりますが、幸い茨木市におきましては、国の基準以上の保育士は各園とも確保できている状態です。ただそれにプラスアルファの分になるとちょっとしんどい状況の園もありますので、市とそれから園、ハローワークと一体になりまして、そういった就職フェア等を今後も行っていきたいと考えております。
福田会長	ありがとうございます。これ三角委員どうですかね、実際問題、この保育士不足の問題というのは、施設をやっておられる方からするとどういった形で受けとめられているか少し教えていただいてもいいですか。
三角委員	本当に保育士がいません。私たちもいわゆる養成校、短大でありますとか、4年制大学でありますとか、いわゆる保育士、保育教諭を育てて輩出していただける学校の先生とかとも話をしたりもするのですが、需要と供給のバランスが全く崩れて

	<p>いると。出てくる数の学生よりも、ニーズのほうが格段に多い。茨木市とか、いろんなどころでもこうやって整備計画というのを立てていますよね。定員増をすればするほど保育士の数というのは必要になってきます。そういうのが全国的に広がっているんで、保育士不足というのはもちろん、どことも出てくるのではないかなと。そうしたら「どこで集めてくるのか」というところなのですが、潜在保育士を掘り起こそうというふうな制度もこのごろ出てきていますし、本当にこの保育士ビジネスと申しますか、いわゆる人材派遣の会社なんかもたくさん出てきています。私たちの足元を見て、どんどん、どんどん派遣料を釣り上げていくというのが現状です。そういうようなところで、「こういう人がいます」、「じゃあ連れてきて」、「何円で採用するのですか」と言ったら、「年収の35%をくれ」とか、そういう膨大な額を言われると、「やめておこう」と考えてしまう園長もたくさんいるんじゃないかなと思いますので、本当に現状、どの園の園長も頭を抱えているところではありますね。</p>
福田会長	<p>ありがとうございます。今、議論されているのって、量の問題ですよ。どう増やしていくのかということになりますけども、ただこの人材の問題になってくると、今度は質の部分になってくると思います。一定、量が満たされていく中で、「茨木市の保育事情の質が高いな」というような流れになっていく方法ってどう探っていくのかこれから見ていく必要があるのかなというふうに思います。三角委員、どうもありがとうございました。</p> <p>それでは、やっとな今事前にいただいたご質問についての質疑ということになりますけれど、そのほかに2点目の「茨木市の待機児童解消保育所という整備計画について」、ご意見があれば挙手をいただければと思います。いかがでしょうか。</p>
矢野委員	<p>「保育士の確保について」なんですけれども、1点、家賃補助というお話が出ていたと思います。大阪市なんか聞くと、かなり手厚い補助を出して保育士の確保をされているような話を聞くので、茨木市はどれぐらい月額で補助を出しておられるのかということをお教えいただけたらと思います。</p>
福田会長	<p>ありがとうございます。事務局、お願いいたします。</p>
事務局 村上課長	<p>月額幾らという出し方をしておりませんで、その法人で、定員が何人のところに対しては何戸分を補助するというような形をしております。国のほうでは、お勤めされてから10年までの方を対象にされていますが、茨木市はその後11年目以降の分については、市単独で補助をさせていただいている状況であります。ですので、額がどれぐらいかと言いますと、済みません、ちょっと数字的なところは今も持ち合わせておりません。申しわけございません。</p>
矢野委員	<p>ありがとうございます。国が短い期間で切ってしまう話も聞いているので、そうではなくて、茨木市はそれ以降も補助を続けているということはいいことだなと思います。ぜひ今後ともお願いしたいと思います。</p>
福田会長	<p>ありがとうございました。それでは、ほかいかがでしょうか。</p>
西之辻委員	<p>出生に際して、どういう計画で就学前の子育てをしようかというアンケート調査なんかはされていますか。</p>

事務局 東井課長	今、次世代育成支援行動計画を策定する際、平成 25 年度に就学前、それから小学生の保護者に対してはアンケート調査をしております。
西之辻委員	生まれる前の母子健康手帳をもらうとかどの段階で渡すことがいいかちょっとわからないですけども、どういう計画をされているのかというのを個別に調べてもらったら、全体的なニーズが把握できてくるのではないかなと思います。
事務局 東井課長	母子健康手帳を交付するときに、その方を対象にニーズを少し把握したほうが、というようなお話ですかね。
西之辻委員	タイミングはどこがいいのかは分かりませんが、生まれるときに、就学までどういう子育てをしようとしているかという計画を、それぞれから聞いていくと、茨木市の実際のニーズが見えてくるような気がします。
事務局 東井課長	またそのあたり、今ご意見をいただきましたので、どのように把握できるかを検討させていただきたいともいます。
福田会長	また次ですね、計画を立てるときにきっと調査を進めていくと思いますので、ご参考にしていただけたらいいのではないかと思います。 ほかはよろしいでしょうか。 それでは、今二つ目まで来ました。次、案件三つ目でございます。「茨木市障害児福祉計画」についてに入ります。まずは事務局から説明をお願いいたします。
事務局 中井課長	障害児福祉計画についてご説明させていただきます。 平成 30 年施行の児童福祉法の改正によりまして、障害児支援の提供体制を計画的に確保するため、国の基本指針に則した障害児福祉計画の策定が都道府県、及び市町村に義務づけをされました。 国の基本指針では、障害の疑いのある段階から、身近な地域で支援できるよう、保健・医療・保育・教育等の関係機関と連携を図った上で、乳幼児期から学校卒業までの切れ目のない一貫した地域支援体制の構築を求められております。 この茨木市の障害児福祉計画の位置づけなんですけども、茨木市では障害者施策に関する長期計画や、障害福祉計画との整合を図るため、障害福祉計画と一体的に策定することとし、新たに策定される茨木市総合保健福祉計画（第 2 次）の中の分野別計画として位置づけをしております。 そのため、策定に当たっての審議は、総合保健福祉審議会の障害者施策推進分科会において、これまでご審議をお願いしてまいりました。 市町村が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定める場合については、あらかじめ都道府県の意見を聞くこととされておりますので、大阪府の考え方を踏まえて策定をしております。 さらに国の基本指針では、障害児支援体制の整備について、子育て支援施策と密接に連携して推進していく必要があるということが記載されておりますので、茨木市における次世代育成支援行動計画との整合性を保ちながら推進する旨を記載しております。 この計画期間につきましては、平成 30 年度から平成 32 年度の 3 カ年となっております。障害福祉計画と同様に、PDCA サイクルに基づき、年度ごとの評価や計画の見直しを行う予定としております。

それではお配りした資料に基づきまして、ご説明のほうをさせていただきたいと思えます。

まず 234 ページでございます。1 といたしまして障害児福祉計画の基本的な考え方ということでございます。本計画は国の基本指針に基づきましては、障害児本人の最善の利益を考慮しながら、保健・医療・保育・教育等の関係機関とも連携を図った上で、障害児及びその家族に対して、乳幼児から学校卒業までの一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることを目的としています。

また、その取り組みに当たっては、①として、切れ目のない地域支援体制の構築。②として、関係機関と連携した総合的な支援。③として、地域社会への参加・包摂の推進、④として、特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備。⑤として、障害児相談支援の提供体制の確保。この5つの視点に留意しながら取り組みを進めていく旨を記載しております。

次に 235 ページになります。こちらのほうにつきましては、本市における障害児保育・教育等の現状につきまして、25 年度から 29 年度までの実績を記載しております。

次に 236 ページにいきます。3 として成果目標ということでございます。国の基本指針では、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制を確保するため、障害児福祉計画に成果目標を設定することとされております。茨木市ではこの5項目の成果目標を設定しております。

一つ目として、児童発達支援センターでございます。重層的な支援体制の構築のため、国の基本指針においては、平成 32 年度末までに各市町村に 1 カ所以上の設置をすることを基本としており、大阪府についても同様の考え方となっております。本市の場合は、福祉型児童発達支援センターとして、あけぼの学園が、医療型児童発達支援センターとして、藍野療育園が既にそれぞれ設置されており、目標値を達成している状況でございます。

次に 237 ページに移ります。保育所等訪問支援でございます。障害児の地域社会への参加を促進するため、国の基本指針においては、平成 32 年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本としております。大阪府においても同様の考え方となっております。茨木市の場合、児童発達支援センターあけぼの学園と藍野療育園で既に実施をしております。さらに平成 29 年度からは、委託の児童発達支援事業所である「風」におきましても、保育所等訪問支援事業の指定を受けておりました。合計 3 カ所という状況になっておりますので、利用できる体制は構築されているものと考えております。

次に医療的ニーズへの対応でございます。重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、国の基本指針においては、平成 32 年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも 1 カ所以上確保することを基本としております。こちらにつきましては、大阪府から本市における目標値を示されておりました。児童発達支援事業所については 1 カ所、放課後等デイサービス事業所については 3 カ所ということになっております。本市の現状といたしまして、現在、児童発達支援事業所が 2 事業

所、放課後等デイサービス事業所が3カ所となっておりまして、大阪府から示された目標値を達成しております。しかしながら今後、放課後等デイサービス事業の利用が増加すると見込んでおりますので、平成32年度の目標事業所数は、児童発達支援事業所を2事業所、放課後等デイサービス事業所を4事業所としまして、合計で6事業所の設置を目指してまいりたいというふうに考えております。

次に238ページになります。医療的ケア児支援のための関係機関の協議の設置ということになります。こちらのほうは新たな取り組みとして国のほうから示されたものでございます。内容といたしましては、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、国の基本指針においては、平成30年度末までに各都道府県、各圏域、及び各市町村において、保健・医療・福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることが基本とされています。大阪府についても同様の考え方となっております。こちらにつきましては、今後どのような機関を中心にやっていくかということを検討してまいりたいというふうに考えております。

それからコーディネーターの設置でございます。こちらも新たな取り組みとなります。国の基本指針では、医療的ケア児に対して、保健・医療・福祉など多くの機関の共通理解に基づき、協働して支援していく必要があるために、関連分野の支援を調整、コーディネートする人員の配置を行うことが基本とされています。大阪府としましては、医療的ケア児の範囲や、コーディネーターの役割をどのような立場の人が担うのか、また一人当たりのコーディネーターが担え得る対象者数等について、今後協議の場で議論・検討されるべきものであるという考え方から、現時点においては、具体的な見込み数までは記載しないとの考え方が示されております。これに基づきまして、茨木市のほうでも医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場に、平成30年度末までに関連分野の支援を調整するコーディネーターを少なくとも1名配置するという記載にしております。

次に239ページからです。こちらのほうが活動指標ということになります。こちらは成果目標を達成するための活動指標を設定するよう国の基本指針では求められておりまして、本市におきましては、障害児通所支援と、障害児相談支援を活動指標として設定しております。

まず、障害児通所支援の内訳といたしましては、児童発達支援、それから医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、こちらを活動指標と定めまして、これまでの利用実績を踏まえまして、利用児童数と利用日数をそれぞれ計画に見込んでおります。

まず、児童発達支援と医療型児童発達支援については、ここ数年利用児童数の大きな変化はなく、現状のまま推移するものと見込んでおります。放課後等デイサービスについては、利用者、事業者等の増加が続いておりまして、引き続き利用者数、利用回数、ともに増加していくものと見込んでおります。保育所等訪問支援につきましては、今後保育・教育の場などにおいて、障害児の受け入れがさらに進むと考えておりまして、それに伴い、利用者が増加していくものと見込んでおります。それから、居宅訪問型児童発達支援につきましては、新たに創設されたサービスとなります。内容といたしましては、外出することが著しく困難な障害児に発達支援が

提供できるよう、障害児の居宅を訪問して、発達支援を行うものでございます。現時点で、これまで事業がございませんでしたので、今後のニーズというものを正確に見込むことは困難でありますけれども、仮に一人の利用者を想定しまして、週1回の利用、月5回ということで計画値のほうに見込んでおります。

それから、大きな項目の2つ目として、障害児の相談支援の利用児童数でございます。こちらのほうは障害児相談支援につきましては現状相談支援員の不足等によりまして、全ての利用者に対応できていない現状がありますが、引き続き相談支援体制の充実に努める予定としておりますので、今後は徐々に増加していくものというふうに見込んでおります。

それから最後に241ページから以降になりますけれども、次世代育成支援行動計画との調和・整合等を図りつつ推進していく旨を記載するとともに、次世代育成支援行動計画、こちらのほうでご審議を賜りまして決定しました内容について一部抜粋して掲載をしております。

只今、説明いたしました、障害児福祉計画につきましては作成途中の段階でございまして、現時点では（案）でございますので、その旨、ご理解の方よろしく願います。

それから各委員の皆様からご質問いただいた内容についてお答えをさせていただきます。

まず吉田委員のほうから、234ページの①から⑤の基本的な考え方が、成果目標や活動指標にどのようにつながっているのでしょうかという問い合わせがございました。基本的な考え方がそれぞれに直接的に成果目標等につながるわけではなく、これら5つの基本的な考え方をもとに、成果目標や活動指標の達成に取り組んでいくという考えでございます。

それから、次に矢野委員からでございます。235ページの保育所・幼稚園等における支援を要する児童数についてということで、平成29年度、総数として平成28年度に比べて落ち込んでいるんですけれども、この数字自体は間違いありませんかというお問い合わせでしたけれども、こちらのほうについては、各所管課のほうに資料としてご提出をいただいた内容ですので、間違いはないものと認識をしております。

それから、江菅委員のほうからのご質問でございます。済みません234ページに戻りますけれども、前文の中で、保健・医療・福祉・保育・教育等の関係機関との連携という文言がございまして、その後の1の障害児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方ところで、福祉という文言が消えているのはなぜかという問い合わせでございます。前文では障害児及びその家族への支援全般について記載しているため、福祉という文言を入れておりますけれども、1の障害児への提供体制の確保に関する基本的な考え方では、障害児福祉計画の具体的な取り組みの一つとして、他分野との連携がより重要であるという思いから、あえて福祉ということは頭出しせずに記載をしたものでございます。

それから2つ目として、効果的な支援等は箱物ハードの事業を指しているのかということでございます。こちらのほうは効果的な支援とは箱物ハード事業を想定し

ているわけではなくて、この5つの視点の基本的な考え方を踏まえて実施する事業全般を指しております。

それから3つ目に、保護者や地域を支援する方策、また具体的に地域をソフト面で支援するような取り組みはございますかというようなご質問であったと思います。こちらのほうにつきましては、児童発達支援センターというのを成果目標に掲げております。こちらの児童発達支援センターあけぼの学園において、児童発達支援事業だけではなくて、地域支援事業というものも実施しております。具体的な事業内容としまして、保護者等への支援として、発達やコミュニケーション等に課題がある児童が集団生活へ適応するため、訪問支援員が児童の所属先に訪問して、所属の先生方と連携しながら支援する保育所等訪問支援事業の実施、それから電話面接による相談の実施、障害のある子どもの保護者を対象とした座談会や学習会等を実施しております。

また地域への支援といたしましては、一般市民向けに、障害児への理解を深めるための市民講座等の開催、また障害児が保護者とともに伸び伸びと遊べる機会を提供する遊びの広場的なものを定期的で開催したり、事業者向けには事業所交流会や研修会を実施しております。

それから相談支援員の不足等について、これは欠員なのか、定員不足なのか、またその原因、充足の対策はということでもございました。相談支援専門員自体は、茨木市において何人配置するとか、それから障害児何人に当たって何人配置するとかというような基準は現在のところまでございませんでした。ただ、障害児通所支援を利用するに当たっては、サービス利用計画、こういったものを作成して利用することが前提となっているのですが、茨木市の現状として、その子どもたちに全ての利用計画がいきわたっていない現状がございますので、絶対数として相談支援専門員が不足しているというふうに認識をしております。その理由といたしましては、その相談支援事業そのものが国の給付だけでは賄えないような仕組みとなっておりまして、非常に事業所自体の財政的な負担が大きいということも原因の一つであると認識しております。そのために、茨木市のほうでは、茨木市独自の支援策として、障害児の、障害者も含めてですけれど、相談支援を行っていただける事業所に対して、財政的な補助を行うことによって、その計画件数を上げていこうと、そういった取り組みをしているところでございます。

それから次に244ページのこの表の見方についてご質問がございました。ご質問の内容は、一番下段のところに(差②-①)というふうに書いていまして、そこにゼロであったり、数字が出たりとかしているのですが、これの意味合いが少しわかりにくいということでもございましたので、ちょっとご説明申し上げたいと思います。①番のところには対象者であったり、利用者であったり、利用希望者、こういうものを①として置いておりまして、それに対するサービスの供給量、これを②としております。その差を②-①として記載しておりまして。仮にここがマイナスの表示で示されますと、その希望のニーズがあるにもかかわらず、サービスの提供体制としては不足している状況にありますよと、そういうふうな表の見方をいただければなというふうに思います。

	<p>それから・・・障害児福祉計画にかかわってのご要望といいますか、意見をいただいております。教職員の人員配置の現状に対するコメントを加筆、それから「必要な体制整備をする」を「必要な体制を整備する」という文言の修正などもご指摘をいただいております。こちらのほうにつきましては、総合保健福祉審議会などの議論や、現在パブリックコメントも終了しており、これらを踏まえてこの原案を皆様方にご提案をさせていただいている状況でございます。いただいたご意見について現時点での修正が可能かどうかも含めまして、調整してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。</p>
事務局 中路課長代理	<p>江菅委員の 235 ページで配置される教職員の現状というところで、幼稚園・保育所、所管するところだけになりますけど、幼稚園・保育所につきましては、支援が必要なお子さんがいる場合はクラスに加配をするという考え方を原則として配置しております。</p>
事務局 村上課長	<p>5 番目の、病気等の一時預かり等の現状と将来見通しをお答えくださいというところで、病児保育事業についてご説明させていただきます。</p> <p>茨木市内では現在 2 カ所、見付山にあります済生会茨木病院と真砂にあります篠永医院、この 2 カ所で病児保育事業を行っております。また平成 30 年度から訪問型の病児保育事業の利用補助を実施予定としておりまして、現在茨木市議会で予算についてご審議いただいているところでございます。</p>
事務局 加藤課長	<p>学校教育推進課の加藤です。ページがあちこちいって申しわけありません。また 235 ページに戻りまして、小・中学校での状況というところの説明をさせていただきます。</p> <p>小学校と中学校に分けて書かれていまして、その 3 つ目のところにそれぞれ児童数、生徒数と書かれています。児童数のほうでいきますと、平成 25 年が 680、平成 29 年が 919 とこのように増加しております。中学校のほうについても、生徒数が 201 から 29 年度が 325 と増加しております。それに伴いまして、その上の行に学級数と書いてあります。これが支援学級の数になるのですが、別の言い方をしますと、これが支援学級の教員の数ということになっております。ですので、教員の数としましても、小学校で言うと 137 から 169、このように教員の数もふえております。あわせて市費で障害の程度が重度の児童・生徒が在籍し、過密の状態の学級や、重度の児童・生徒が複数以上在籍している学級には、市単費で介助員が配置をさせていただいているところであります。</p>
事務局 幸地課長	<p>学童保育課の幸地です。同じく 235 ページ、学童保育での状況ということでございますが、学童保育におきましても、支援が必要な児童に対しまして適切に職員の配置を行っていくところでございます。</p>
福田会長	<p>それでは順に見ていきましょうか。まず吉田委員のご質問についても、事務局の説明がありましたけども、いかがでしょうか。</p>
吉田委員	<p>すごくわかりにくいです。何か基本的な考え方が五つあって、じゃあそれを踏まえたこの 1 番があるから目標がこうなるとか、そういうふうに書いていただけるとわかりやすいんですけど、なかなか内容が頭に入ってこないです。</p>
事務局	<p>わかりにくくて申しわけありません。それぞれのサービスとか支援とかがあ</p>

中井課長	<p>ですけど、その基本的な考えとしてこの五つを前提において、それぞれの提供体制の確保であったり、サービスの充実を図っていこうという思いでこちらのほうを記載しております。あえてそれぞれを結びつけるということになれば、この①から②ですね、切れ目ない地域支援体制の構築と関係機関と連携した総合的な支援、これは児童発達支援センターが担うべき役割として位置づけられておりますので、ここが中心となってさまざまなサービスをコーディネートしていくと、そういう役割になると思います。</p> <p>③番目の地域社会への参加・包摂の推進というところは、保育所等訪問支援事業、先ほどもちょっとご説明させていただきましたけども、教育の現場、保育の現場にその発達支援に専門的知見を持つ指導員が行きまして、所属先の指導者の方も含めた中でその子の支援のあり方を検討すると、こういったサービスを進めることでより地域の保育所・幼稚園での受け入れが進むものというふうには考えております。</p> <p>特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備につきましては、ここでは主に医療的ニーズの対応、それから医療的ケア児支援のための協議の場であったり、コーディネーターの配置というところにつながってくるものというふうに考えています。</p> <p>⑤番目の障害児相談支援の提供体制はそのものずばりで、先ほどもちょっとご説明させていただきました、サービス利用計画が皆様に行き届いていない状況がございますので、そこが行き届くように充実を図ってまいりたいというふうに考えております。</p> <p>ちょっといただいたご意見を踏まえまして、次回の変更の機会には少し改めるようにさせていただきたいと思います。申しわけありませんでした。</p>
福田会長	<p>ありがとうございます。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは続いて矢野委員。</p>
矢野委員	<p>これが正しいと言われてしまえばしょうがないのですが、例えば小・中学校での状況を見ると、やっぱりここ数年の間に1.5倍ぐらいに増えているので、数字が減るということはどうなんだろうと。障害児の早期発見、早期療育というのが重要だと言われているのに、数字が減っていていいのかなというのは正直思います。</p> <p>それと別件で、234の五つ丸があるうちの四つ目ですね。本当にこの障害児福祉計画がこの4月からスタートするということは、本当に感慨深いものがあるのですが、障害児とはちょっと別の観点で、4番目のところの、特別な支援が必要などくと、障害児だけではないと思います。例えば外国にルーツがあるお子さんであったり、そういった方たちへの、きょうは学校教育推進委員の先生も来られているので、そのあたりもちょっと教えていただけたら、どんな形で茨木市としては考えておられるのか教えていただけたらと思います。</p>
福田会長	<p>ありがとうございます。特別な支援が必要などいうところで、学校教育ではどうかというご質問だと思います。よろしくお願いします。</p>
事務局 加藤課長	<p>外国にルーツがある。外国から日本に来られたということでお答えさせていただきますと、直接的な制度としては、授業通訳者の派遣と、保護者通訳者の派遣ということで、授業通訳というのは外国から来た子が日本語の授業はなかなかわかりに</p>

	<p>くいときに、その授業に入って通訳をする制度。保護者通訳というのは、懇談会とか、あるいは学校から重要なお知らせがあるときに、なかなか日本語がわかりにくいときに通訳をして内容を伝える、そういった制度を持っております。</p>
福田会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは続いて、江菅委員ですね。たくさんのご質問をいただいております。いかがでしょうか、お願いいたします。</p>
江菅委員	<p>質問の一番上の234の地域の保健医療・福祉・教育云々のところですけど、説明をお聞きすればそのとおりだと思いますが、238ページ等を見てちょっと違和感を持ったということなので、それだけの話です。</p> <p>ただちょっと残念に思うのが、235ページ、一生懸命現状に対していろんな手だてを講じてくれているんですけど、どうしてそういうところをここに書かないのかなという。僕の個人的な見解としては、他市に遜色のない、それ以上のいろんな手だてをしていただいていると思います。そういうところを市民の皆さんにも十分理解してもらおうということも大事だと思うので、「生徒さん、あるいは子どもさんの状況はこうです」というだけじゃなくて、「それに対して、市としてはこういう手だてをしていますよ」というふうなことを、やっぱり説明していただいていたほうが皆さんの理解も得やすいのではないかなというふうに思いましたので、ちょっと老婆心ながら書かせていただきました。</p> <p>あと表の数値等については、これはやっぱり単年度なのか、累計なのか、単位は何なのかというのを細かく書いておいていただいたほうが誤解を招かないと思いますので、その点、作っている側は十分わかっているでしょうけど、見る側はなかなか理解しづらい部分もあるかと思っておりますので、それは用語の説明も同じことが言えますが、その辺ちょっと手間をかけていただければ、もっと理解が進むのではないかなと思っています。</p> <p>それから病児の預かりですね、これ「今こうですよ」ということでしょうけど、やっぱり一番切実な問題になってくるのが、子どもさんが病気になったときに預ける場所がない、仕事に行けないというふうなところをやっぱりよく耳にします。そういう部分で市としても「こういうところも重点的に考えていますよ」というアピールだけじゃなくて、具体的な方策も欲しいんですけども、やっぱり「こういう認識も持っています」というところも表明していただいたほうが、市民の皆さんも相談にも行きやすくなるだろうし、というふうなことで書かせていただきました。</p>
福田会長	<p>ありがとうございます。事務局何か回答ありますでしょうか。</p>
事務局 岡理事	<p>江菅さん、いろいろご指摘ありがとうございます。数値のわかりにくい点、その辺は細かく示していく必要があると思いますし、言葉についてはどうしても我々日々ごろ使いなれている言葉をつい、あるいは法律上の言葉が正しいと信じてそれを使いますので、そこと一般にごらんになる市民の皆さんとのギャップを常に意識しながらやっていかないといけないなというのを改めて認識しましたので、機会のあるたびにそのあたりは対応していきたいと思っております。</p> <p>それから、病児の関係なのですが、今ご報告させていただいているところは障害</p>

	<p>児の福祉計画ということで、病児・病後児については、次世代育成支援行動計画、きょうも何度か出てきていますが、その中で病児・病後児保育の取り組みについては明記していますし、体制も整備していこうとしていますので、ジャンル分けしてしまうことで違うところに載っているのですけども、市としては認識をしているということをご理解ください。</p>
<p>事務局 中井課長</p>	<p>いろいろご意見ありがとうございました。これまでの取り組みのところなのですが、こちらのほうは障害児福祉計画第1期として初めて取り組むものがございます。前段の取り組みの部分については、障害者施策に関する第3次の長期計画の中にも一部障害児のことを入れてもらっているところがございます。そこでその長期計画の中で一定評価をさせていただいております。総合保健福祉計画自体は大きなものになりますので、今日は障害児の計画だけを抜粋して持ってこさせていただきますので、これまでの取組で評価が見えませんでしたので申しわけありませんでした。</p> <p>あと用語の説明についても、わかりにくい用語等については、用語集として取りまとめて掲載をしておりますので、全体の1冊の冊子になったときにはそこを見ていただければと思いますので、よろしく願いいたします。</p>
<p>福田会長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは他はいかがでしょうか。美馬委員どうぞ。</p>
<p>美馬委員</p>	<p>実際に障害を持つ子どもを持つ母親としての意見としてお聞きいただければと思うのですが、細かく数字であったり、方針であったりと一般の人間には難しい感じに書かれているかなと思うのですけども、実際に療育を受けている子どもたちは多分想像以上に人数はいます。表では感じない部分ですけども、実際にあけぼのに通っていたり、別の場所で療育を受けている母親からしたら、思っている以上にいます。実際に療育を受けたいと思って申請を出しても受けられない。で、待機をしなければいけない。1年、2年なんてみんな普通に待っている状態なのが実際のところなんです。今どれぐらいの人数の子どもたちが待っているのか、療育を受けられていないのかという情報について、市のほうでいろんな事業所さんとの連携は取れているのかなというのをちょっとお聞きしたいと思います。</p>
<p>福田会長</p>	<p>事務局、いかがでしょうか。</p>
<p>事務局 中井課長</p>	<p>利用に当たって、大変お待ちいただいていること申しわけないなと思ってます。事業所との連携ということなのですが、先ほども申しました児童発達支援センター、これが地域の療育の中核となって活動する機関として位置づけられております。幸いにして茨木市のほうでは福祉型が1つと、医療型が1つということで、それぞれタイプの違う2カ所がありまして、そこが連携をいたしまして、事業所の交流会を開催しています。また、利用者の方が個別に事業所をめぐって、その特徴や内容を把握する必要のないように、事業所説明会ということで年に1回ですけども、市役所の大会議室を使用しまして、各事業所のブースを設けて、説明をそのときに何カ所も受けられるような体制の取組を進めさせていただいております。まだまだ連携という部分では、今ご説明した事業も始めたばかりですので、そのあたりを中心に事業所さんと顔を合わせる機会もどんどんふえてまいりますので、そ</p>

	<p>こらあたりで現状把握であったりとか、ニーズであったりというものをつかんでいきたいというように思います。ありがとうございました。</p>
<p>福田会長</p>	<p>ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>何でしょうね、今回出てきた障害児福祉計画をざっと開いてみたときに、「ああ骨組みなんだな」という印象が強いですね。やっぱり、この事業はこう進めていきますよというところが中心になってきますので、今ご意見いただいたような、もう少し肉づけをしてほしいなというところでしょうか。一方で、「茨木市はちゃんとやっているというところはやっていると書いてよ」というところもあるでしょうし、もう一方でやっぱり足りていないところについては、足りていないという認識も事務局としてはお持ちだという話ですので、そこらがこの計画の中に見えてくるような書きぶりというものを今後検討していただければと思いますし、この計画が策定されるプロセスで、こども育成支援会議、こういった形で上がってきますので、なかなかそのプロセスに物を言うチャンスが余りないというところもあろうかと思えます。子どものことをどこで議論していくのかというところも考えながら、今後の策定プロセスも見まわらせていければ、今ここでいただいたような肉づけの部分を計画に盛り込めるような形になっていくのかなというふうに思っておりますので、できているところについてはどうぞ遠慮なくできているんだと書いたらいいでしょうし、不足の部分はしっかり不足だというふうに書いて、今後の計画を示していただければありがたいなというふうに思っております。ありがとうございました。</p> <p>それでは次の案件に移らせていただきたいと思えます。四つ目の「利用者負担について」でございます。まずは保育所等の利用者負担について事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 中路課長代理</p>	<p>それでは利用者負担額についてです。</p> <p>茨木市特定教育・保育施設等利用者負担額、保育所等の保育料については条例で定める利用者負担割合、国徴収基準額の 75%と、実態の利用者負担割合、国徴収基準額の 70%程度に乖離が生じていたことから、これを条例、実態とも国徴収基準額の 75%と適正化を図るために審議会に諮問し、昨年9月から今年の1月まで延べ6回の審議を経て答申を得ました。この答申を踏まえた本市の考えをご報告いたします。資料をご覧ください。</p> <p>特定教育・保育施設等利用者負担額については、参考1、特定教育・保育施設利用者負担額等審議会答申の要旨に記載のとおり、適正化は妥当であるとの答申を踏まえ、必要な規則改正を行い、保護者の利用者負担割合が国徴収基準額の 75%となるよう適正化を図ってまいります。ただし、実施時期については、国において、幼児教育等の無償化について閣議決定されたこと、また審議会の附帯意見として国の幼児教育等の無償化の動向を注視し、適切な時期を見きわめるよう要望するとの意見をいただいたことから、今後示される国の無償化の制度設計の内容を踏まえ判断していくこととしております。</p> <p>したがって、現段階では利用者負担額の改正時期については検討している段階であり、その時期が決定した時点で改めて報告する予定です。</p>

	<p>引き続きまして、事前にいただいたご意見です。</p> <p>江菅委員からいただいたご意見になります。負担額の改定を必要とする根拠を記述すべきだと思う。回答といたしましては、本日の資料につきましては、答申を踏まえ、市としての考えを報告させていただいたために、報告する内容のみ記載をしております。なお、根拠等につきましては、審議会の内容をホームページに掲載しております。</p> <p>次に（参考1）の答申日を記載してください。答申日につきましては、平成30年1月25日となっておりますが、今回の資料は現状の考えを報告させていただいたものですので、答申日の記載までは考えておりませんが、今後資料等必要に応じて記載させていただきたいと考えております。</p>
福田会長	<p>事務局ありがとうございました。</p> <p>江菅委員、よろしいでしょうか。</p>
江菅委員	<p>資料4でA4を1枚いただいたのですが、これを読んでその中身がいいか悪いかは、判断のしようがないということなんです。報告であれば「そうですか」で済む部分もあるでしょうけど、審議会の答申の内容も全くわからないですし、その答申がいつ出たのかもわからないし、「審議してください、検討してください」ということで資料として出されているのに、詳しくはホームページに出ているので自分で探してくださいというのは、非常に不親切だと思います。一応私たちは市民の皆さんに対して、少なくともある一定の責任ある立場にあるわけですから、そういう意味でも何で適正化しないといけないのか、今読み上げられたことを1枚つけてくれたらいいのではないかと思います。国の75%云々とかいうのは、今初めてお聞きすることなので、そういう意味からやっぱりもう少し丁寧に私たちが判断できる材料を提供していただきたいなという思いでちょっと意見を出させていただきました。</p>
福田会長	<p>ありがとうございます。ただそうは申しまして、今の時点で新たに資料を追加することができませんので、ご意見として伺いたいなというふうに思いますけども、現時点で、これだけは聞きたいみたいなものがあれば、ぜひお願いしたいと思います。</p>
江菅委員	<p>どこがどうなっているのかわからないから、聞きようもないのですが、一番心配しているのは、負担額が増える部分の人たちが困らないのかなということだけなんです。5のところでもランクが変わって、負担額が倍近くなる層が出てくるのですが、そういうところで困られる方がどれくらいおられるのか、それに対してどのような対応を考えられているのか、そういうところをちょっと心配しています。</p>
福田会長	<p>ありがとうございます。審議会、私会長でしたので、幾つかご説明させていただければというふうに思いますけど、ご質問にありました改定の理由は、ずばり条例によるということになるかと思えます。議会で条例で「これだけ取りますよ」と決めているところに現在達していないので、そこをどう適正化していくのか、つまり法令に合わせていくといったところが一番大きなポイントです。額を上げていくということは、私も審議会の会長を引き受けて、あまりうれしくない集まりではあります。上げたくないのはみんなそうですよね。条例に従わないというのは、これ</p>

	<p>は一市民として許されないところでもあろうかと思しますので、それについては一定結論が出ておるかと思します。</p> <p>今、江菅委員がご心配されている、上がったものについてはどうするのか、というところについては、一定政治的な配慮という国の動き等もありますので、ここに書いているように、いつ上げていくのかについて今後考えていくよというところが現状、つまり一定そこについては配慮されているというところもご理解いただきたいと思します。</p> <p>ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。</p> <p>それじゃあ案件四つ目ですけども、利用者負担についての、学童保育の利用者負担について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 幸地課長</p>	<p>案件4、利用者負担についての学童保育室利用料の改定について、ご説明いたします。資料5、学童保育室利用料改定内容を事前資料でご配付しておりましたが、当日資料としまして、お手元に学童保育室利用料(案)をお配りいたしております。この資料につきましては、先ほどの特定教育・保育施設等利用者負担額の適正化とあわせまして、12月にパブリックコメントを実施した際に作成した資料でございます。また、学童保育室利用料の改定につきましては、3月市議会定例会に議案を提出しておまして、来週月曜日の本会議におきまして採決の予定でございます。そのため現時点では案としてお示ししておりますので、よろしくお願いたします。</p> <p>では、当日資料の1ページをごらんください。子ども・子育て支援新制度の実施に伴い、放課後児童健全育成事業、茨木市における学童保育事業ですが、これにつきましては、厚生労働省から設備及び運営に関する基準が示されております。その中で、国が放課後児童健全育成事業の運営費の負担の考え方として、総事業費の2分の1を利用者が負担し、残りの6分の1ずつを国・都道府県・市町村が負担するものとして示されております。この考え方を図式にしたものが3ページの左側になります。</p> <p>茨木市として総事業費の2分の1を利用者負担で賄うためには、月曜日から金曜日の基本利用料が現在の月額5,000円から1万780円程度となります。それをお示ししているものが4ページの表の参考というところで、総事業費の2分の1のF階層区分のところでございます。1万780円でございます。</p> <p>1万780円というのは、現在の月額利用料の倍以上の額となりますので、先ほどの3ページの改正案の学童保育室利用料の考え方にお示ししているとおり、一つ目、利用者負担のうち25%については保育所等利用者負担と同様、市が負担することとしております。また、今回の改正案では、所得に応じて負担額をおさえるために、現階層区分よりも細かく設定をいたしております。</p> <p>具体的な階層区分ごとの利用料案につきましては、先ほどの4ページの表のとおりでございます。</p> <p>また、利用料の改定時期につきましては、議会の議決を得られましたら、平成30年9月から利用料の改定を予定いたしております。</p> <p>続きまして、事前にご意見、ご質問を頂戴しておりました項目について説明させ</p>

ていただきます。

まず、矢野委員の「負担増となる家庭もあるかもしれません。負担額の考え方を教えてください」とのご質問と、尾上委員のご質問、「改定後の利用料はどのように設定されたのですか」とのご質問についてなんですけれども、先ほどご説明させていただきましたとおり、国が放課後児童健全育成事業については総事業費の2分の1を利用者負担とする考え方を示しております。先ほどの資料の4ページのとおり、利用者負担で総事業費の2分の1を賄うためには、月曜日から金曜日の基本利用料を現在の月額5,000円から1万780円程度にする必要があります、現在の倍以上となることから、保育所等利用者負担と同様、25%を市が負担することにしております。あわせて所得に応じて負担量を抑えるために、現階層区分よりも細かく設定をしております。

次に、尾上委員の質問の2つ目、「利用料は事業運営上にどのように使用されていますか」とのご質問でございますが、学童保育指導員の人件費、また学童保育室で使用する消耗品や備品等の購入に充てております。

次に尾上委員のご質問の3つ目、「改定前後で事業運営はどのように変わるのでしょうか」とのご質問でございますが、平成26年8月に開催しております第7回茨木市こども育成支援会議におきまして、学童保育事業の利用者負担のあり方につきましては、利用者負担額は総事業費の50%とした国の考え方を見直すこと、見直し後の利用者負担額に新制度による児童の集団規模の適正化によって増加した経費及び時間延長に伴う経費について反映させること、学童保育室の分割改修に係る経費を利用者負担とすることは望ましくないことから、分割実施後に利用者負担額の見直しを行うことといたしまして、平成27年度につきましては、午後7時までの延長時間分のみ改正を行うこととしております。それに従って、平成27年度から延長の利用時間を1時間延長し、延長利用料を改正しております。また、平成26年度から3カ年計画で順次分割改修を実施してまいりました。当初予定しておりました分割改修は平成28年度で終了しましたため、今年度利用料の改定をするものでございますが、先に事業の拡充を図った後に利用料を改定するものでございますので、今回の利用料改定後に事業内容は変わるというものではございません。

次に、尾上委員から質問4といたしまして、「利用料の改定について、会議資料だけではよくわからなかったのですが、他に関連資料はありますか」とのご意見がございましたので、本日、当日資料として追加の資料をお配りさせていただきました。

続きまして、江菅委員の質問1、「今回の改正では、階層区分Cでは2倍近い値上げとなりますが、遡及範囲を教えてください」とのご質問でございます。平成30年度の市町村民税所得割課税額に基づきまして、平成30年9月の利用料から改定いたしますので、遡及、さかのぼっての対応はございません。

次に、江菅委員の質問2、「ひとり親、貧困層にとっては打撃となると思われるので、対応支援策を教えてください」とのご質問でございます。今回、世帯全員の市町村民税所得割額の合算で判定いたしますため、ひとり親であることを理由としての配慮は特に設けておりません。

	<p>続きまして、河田委員の質問1、「改正案C区分以上が値上がりになるが、どのぐらいの年収の家庭が対象になりますか」とのお尋ねでございますが、市町村民税課税世帯は、国が示す特定教育・保育施設等の利用者負担のモデルで年収約260万円以上の世帯と想定しております。</p> <p>続きまして、河田委員の質問2、「現在の世帯構成で計算すると、平均でどの程度値上がりになりますか」とのご質問でございます。月曜日から金曜日の利用、月曜日から土曜日の利用、2人目以降等を考慮いたしまして、全体で平均月額2,398円の増額となります。</p> <p>次に、河田委員のご質問3、「学童保育の待機児童があれば、増室の対応予定はありますか」とのご質問ですが、例年、学童保育につきましては12月に一斉受付時の入室申請者数によりましてクラス数を決定しております。その時点で現在の教室では受け入れができない場合、教育委員会及び学校に依頼をいたしまして、教室の借用等の対応をしております。年度途中での増室はいたしていません。</p> <p>続きまして、森田委員の質問1、「今後利用できる学年の引き上げ計画があるのかどうか教えてください」とのご質問でございますが、学童保育事業における4年生以降の受け入れにつきましては、重要な課題であると認識しております。同じくご要望のあります学童保育事業の長期休業中のみの利用とあわせまして、安定的に実施できるよう、場所及び人員の確保に努めてまいりたいと考えております。</p> <p>続きまして、吉田委員からいただいておりますご質問、「何のための値上げなのかが見えてきません。保護者の数をふやすためですか。職員が施設をふやすためですか」とのお尋ねでございますが、当日資料の2ページにもお示ししておりますとおり、学童保育室を利用する児童数は毎年200人程度を増加しております。今後もふえていくものと見込んでおります。先ほどもご説明いたしました、子ども・子育て支援新制度の実施にあたっては、施設整備を図っております。今回、一定の整備ができましたことから利用料の改定をするものでございます。</p>
福田会長	事務局ありがとうございました。順に確認させていただきたいと思っております。矢野委員からだと思えますけども、いかがでしょうか。
矢野委員	ピントはずれなことを申し上げますと、この学童保育、僕も学生時分、ちょうど学童保育のボランティアをやっていたことがあって、そのときはまだ少なかったのですが、現状からすると大分増えているだろうなと思われまして。茨木市としては、この学童保育を値上げすることによって、ちょっと利用を抑えたいのかなというニュアンスで受け取ってよろしいでしょうか。
事務局 幸地課長	今回の学童保育利用料の改定によって、利用の抑制というようなことは考えておりません。利用者負担額の適正化ということを考えましての改定でございます。決して利用を抑えようということではございません。
福田会長	ありがとうございました。それでは続いて尾上委員、いかがでしょうか。
尾上委員	まず、当日資料ありがとうございました。私、江菅さんも先ほどおっしゃっていたのですが、この資料をいただいて、きのうホームページをくまなく見てみたのですが、なかなか関連した資料がなくて、質問させていただいていました。 当日資料をざっと見させていただいて、一点だけ気になることを追加で確認した

	<p>いです。この数年でどんどん児童の受け入れ数を増やしていただいて、環境もどんどん変わってきて、事業費用も多分大変なことになっているだろうなと思っています。今回の改定は反対ではないのですが、今後の先行き、平成 32 年度まで事業計画を記載いただいているのですけども、事業費がどんどん膨らんでいっていますね。今後の改定のタイミングはどのように考えられていますか。今回の改定後についてお願いします。</p>
事務局 幸地課長	<p>今回総事業費の 2 分の 1 という一定の考え方をお示しさせていただきました。またそのうちの 25% を市が負担するというご提示いたしておりますので、総事業費の利用料がどの程度になっているかというのは今後毎年確認をさせていただきたいと考えております。この数字に大きな乖離があるときにつきましては、一定見直しが必要と考えておまして、長らく改定をしておりませんでしたので、今回のようなことになっているところもあるかと思っておりますので、毎年の数字の確認は、今後していきたいと考えております。</p>
尾上委員	<p>ありがとうございます。 あとホームページなのですが、新しい資料があまりなかったのもう、また更新をお願いします。</p>
福田会長	<p>ありがとうございます。よろしくお願いいたします。 続いて、江菅委員ですかね。いかがでしょう。遡及はないということですけども。</p>
江菅委員	<p>すみません、言葉遣いが間違っていたと思うのですが、要するに影響範囲はどれぐらい出るのかという意味です。値上がりすればそれを受け入れざるを得ない層が増えると思うのですが、その辺をどれぐらい見込まれているのかということです。 それともう一つ、これも値上げによって一番打撃を受けやすい部分がそこだと思って、例としてひとり親貧困層というふうに書いたのですが、そういう部分に対して、例えば月に二千数百円値上がりするといっても、非常に重要な数字になってくると思います。そういう意味でも、そういう部分に別途救済というか、そういうことも考えておられるのかどうかということをお聞きしたいです。なければお願ひしたいなということです。</p>
福田会長	<p>事務局どうぞ。</p>
事務局 幸地課長	<p>ひとり親、貧困層というところでのことで、済みません、私のほうのご説明も足りなかったかと思うんですけど、今回、市民税非課税世帯の方、それから生活保護世帯の方につきましては、改正をいたしておりません。従来と同じことになります。あと細かく市町村民税課税額によって区分をいたしたところでございまして、大きく年収が変わられていない世帯につきましては、非課税の場合ですね、ひとり親の方に限定するわけではございませんけれども、合算でいきますので、ひとり親の方につきましては前年度と変わらないということにもなるのかなというふうにも考えております。</p>
福田会長	<p>ありがとうございます。よろしいでしょうか。いわゆる本当の意味で、貧困層と呼ばれる人たちについては、基本的な理解としては、そもそも A、B のところだということですね。事務局いかがですか。</p>

事務局 岡理事	今説明しましたように、貧困層ってどこを捉えるかという、この表にありますように、生活保護世帯、市町村民税非課税世帯というふうになりますが、ただ江菅委員、ほかの方にもご指摘いただいているように、階層区分で均等割課税のみという世帯がなくなっています。そこで大きな負担増になっているんじゃないかというのは、指摘をいただいているところでございます。その辺について、一方では、4番でご報告しましたような、利用者負担の階層に合わせるという考え方と、また一方で激変するんじゃないかというところの緩和措置は取れないのかといういろいろなご意見がありますので、そこはご意見を今日頂戴いたしまして、検討できる部分はしていきたいと思えます。
事務局 幸地課長	数字は具体的なちょっと資料を忘れてしまいました。申しわけありません。
事務局 岡理事	済みません、不確かですが、今の試算でいくと15人か20何人かだと思います。額としては四十数万円が負担増になるというふうになっています。
福田会長	ありがとうございます。よろしいでしょうか。 それでは続いて、河田委員、いかがですか。
河田委員	今の質問とも重なるのですが、Cの区分の方ですよね。先ほども聞きましたけども、260万円ぐらいの年収の方が結構上がられるのではないかというのがちょっと心配なところです。
福田会長	ありがとうございます。 続いて、森田委員。
森田委員	今回質問させていただいたのは、立場上いろいろなお母さんとお話する機会もあって、学童に預けているけど、4年生になったら、もう預けるところがなくてすごく不安だという声もよく聞くので、これから女性の就業率が上がっていく中、保育の需要が増えていくということも考えて、早くしないと間に合わないんじゃないかなと思って、一応意見させていただきました。
福田会長	ありがとうございます。 続いて、吉田委員、お願いします。
吉田委員	当日の資料をいただいたので、なぜ値上がりするのかというのはわかったのですが、私は学童保育を利用して、夏休みとか本当に5,000円は安いなと思っていたので、まあ妥当なのかなとか思うんですけど、ただ、学童の先生の募集をよくされていますよね。よく見かけるのですが、あれは臨時の先生を募集されているのですか。何か金額がすごく安いと思うのですよ。先生方の質をよくするというか、今すごくいい先生ですけど、もうちょっと金額を上げるとかいうのは考えられていないのですか。
福田会長	事務局、お願いします。
事務局 幸地課長	学童保育指導員の募集ということで、ホームページや広報誌なんかにも掲載しているところありますが、これは任期付の正規職員の募集とあわせて、臨時の指導員につきましても募集をしております。正規の指導員の募集につきましても、採用試験がございますので、年に数回、行っているところなんですけども、安いということで今ご意見を頂戴いたしました。勤務の時間が通常の場合ですと学校のある日は

	<p>午後からということになりますので、その辺をあわせての短時間勤務職員の給料になっています。長期休暇中は1日の勤務になりますし、任期付短時間勤務職員ということもございますが、今回給与改定もございましたので、少し給料も改定がされるところでございます。</p> <p>あと、臨時職員の給与につきましては、これも庁内で決めているものでございまして、日々の人の場合と、それから月曜日から金曜日で勤務する者とで区別をしているところでございます。</p>
吉田委員	<p>金額のところとは関係ないのですが、今子どもが次、4年生になるのですが、春休みの3月末でばさっと切られるんです。今回どうしようかと思って、民間学童とかも行ったのですが、もう一杯で入れませんでした。ですので、4年生の春休みだけでも預かっていただくように考えていただくことはできないかなと思うのですが、その辺は考えられてはいないのですか。</p>
福田会長	<p>事務局どうぞ。</p>
事務局 幸地課長	<p>3年生から4年生になった途端に4月1日から行き先がないということはよく保護者の方からもお声を頂戴しております。また夏休みについては、長い期間ということもありまして、夏休みについても不安だというお声を頂戴しておりまして、この会議でもご意見をたくさん頂戴しているところなのですが、どのような方法があるのか、放課後子ども教室も長期休業中にはやっていないことや、新年度すぐにはやっていないというところで対応もできないということもご意見をお聞きしておりますので、場所の確保、人の確保ができて、なおかつ市民の皆さんに喜んでいただけるような方法につきまして、早急に検討してまいりたいと思います。</p>
福田会長	<p>ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>利用者負担の審議会を私、やりましたけども、結構額をどうするかというところだけではなくて、中身についても一定議論をしております。議事録等、公開されていると思います。本当におもしろくない会議でした。要するに額を上げるという話をしていくわけですね。ただ、ご意見にあったように、やっぱりちょっと安過ぎるんじゃないかとか、それから学童保育であれば、長期休業が心配だから利用されている方も一定いるんじゃないかとか、実際利用の仕方についても議論をしておりますので、一度ご参照いただければというふうに思います。よろしく願いいたします。</p> <p>今日準備させていただいている部分は、ここまでになります。その他、ご意見、ご質問がございましたらお受けしたいと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>事務局からどうぞ。</p>
事務局 岡理事	<p>審議内容の取り扱いのことでご説明だけしておきたいと思います。</p> <p>今日の次第にも案件が並んでいますけど、先ほど江菅委員からもありましたように、審議なのか報告なのかということがございました。きょうの案件でいきますと、(1)の利用定員の確認、これにつきましては、法定されている内容ですのでご審議いただくことになります。(2)以降については、一応報告という扱いになりますが、江菅委員がおっしゃっているように、保育所等の利用料については、結論だ</p>

け見せられてどうなんだという、余りに我々としても報告する方として不親切かなというところがあります。一方で学童は当日資料を、委員さんの方からご指摘があったので出していますということになっていますけど、今回の利用者負担については、この審議会でご審議いただくか、あるいは別途審議会をつくるかということも議論した結果、もう少し少人数で、しっかりと内容を審議するというので、別途審議会を立ち上げて実施したところです。ですので、こちらでご意見頂戴して、それに基づいてどうこうということにはならないのですが、ただ、こども育成支援会議という大きな枠組みでご意見いただくことになっていますので、そのあたりの報告の仕方がちょっと不十分だったかなと思っています。

答申の写しと、それから利用者負担の保育所等の利用料の関係の分についてのパブリックコメントのときの資料につきましても、委員の皆さんに後日送らせていただきます。当日資料の追加という形で送らせていただきますので、ご確認いただければと思います。

それから、障害児福祉計画ですけど、これ会長のほうからも、ここでは見る機会が余らないというご指摘がありました。障害児をどう見るか、障害者一障害児という縦のつながりで見ると、障害者の計画のほうに含まれていきますし、全ての子どもという見方でしますと、次世代育成支援の範疇になってくるというところで、縦、横どちらに重点を置くかで、市もいろんなやり方をやっていると思います。子どもの方で、つまり第3次が出ていますが、次世代育成支援行動計画で障害児の部分も、障害児福祉計画という形で包含したほうがいいのか、やっぱり障害という特性の部分の踏まえて、大きな総合保健福祉計画の枠組みで審議してもらったほうがいいのか、ちょっと悩んでいるところですけど、問題意識としては持っているということ、済みません、時間を超えてから申しわけないんですが、ご報告しておきたいと思います。

福田会長

事務局ありがとうございました。

それでは、その他でございますけども、私のほうから皆さんにご報告がございます。

私、今回を持ちまして委員を降りることとなりました。何年でしょうか。茨木市のこども育成支援会議の会長を仰せつかってから数年努めてまいりましたが、私自身いろんなことを考えさせられる会議だったなというふうに思っております。本当にいろんな自治体で審議会の委員を務めておりますけれども、茨木市のこども育成支援会議が一番楽しみな、また帰りながら反省の多い会議でございました。

本当に不十分でしたけども、ここまで務めさせていただきました、支えていただきました委員の皆さん、本当にどうもありがとうございました。

また会議を開催するに当たりましては、事前に内容について確認をさせていただいております。その中で事務局の皆さんの優秀さというのをこれまでかいま見ておりました。会議の中では事務局の皆さんは、本当に抑制的にお話をされておりますけれども、ぜひ委員の皆さん、いろんな質問をしていただいて、これからの茨木市の子どものあり方を事務局と一緒に考えていただきたいなというふうに思います。

ちょっと長いんですけど、僕、余りしゃべるチャンスがありませんので、もう少し

しゃべらせてください。

思い出せば、1回目に私は委員の方に怒られまして、「えらい済みません」というふうに頭を下げたことを今でも覚えております。なかなか衝撃的な経験でしたけども、それは子育てをどう考えるかということについての議論だったと思います。今日もちょうど病児保育のことがありました。病児保育は見積もった場合必ずうまくいかないんですよ。例えば今年もインフルエンザがたくさんはやりましたが、あの時期にインフルエンザにかかった子どもを全て病児保育で預かってくれることを賄えることが果たして本当にいい社会のあり方なのかということだと思います。例えば大雪が降ったときに、みんな会社に行かんとだめですよ。あれ、見方によっては、だったら休んだほうがいいんじゃないかという社会のあり方もあると思います。子どもを生み、育てていく社会をどう支えていくのか、どういう社会を目指すのか、実はこども育成支援会議で本当は一番議論される場所はそこなんだろうと思います。なかなかそこに思い至れるチャンスが少ないですけど、委員の皆さんのご意見をもとに、事務局と一緒に茨木のこれからの子どものあり方というものを考えていただきたいと思います。

それから今日、障害児保育の計画が出てまいりました。その際に少し言わせていただきましたけども、今後、茨木市の子どもの福祉ということを考えていく場合に、多分子どものことだけでは解決がつかないだろうと思っています。それはダブルケアという言葉が皆さん聞いたことがございますか。例えば子育てをしている親の介護もあわせてやらなくてはいけないというような問題が実際に起こっております。そういった場合に、茨木市では幾つか圏域を設けておりますけども、子ども・障害・高齢とさまざまな分野ごとに今計画を立てていると思いますけども、これを地域の中で一体的に考えることができないかということなんですね。例えば、高齢者のデイサービスセンター、昼間使っていますけども、夕方以降使わないですよ。夕方以降は例えば学童保育に使えないのか、もしくは子ども食堂に使えないのか、今のほうでもいろんなサービス種別を一か所で進めやすいように進めておりますので、きっとその影響というものが茨木市にも徐々に出てくるんじゃないかなということをご期待しております。

子どもは子どもで、障害は障害で、高齢は高齢でというその枠を超えた中で、地域の中で子どもをどう育てていくのか。私は抜けますけども、ぜひ皆さんでご議論いただいて、今後もどういうふうに進められていくのか、委員ではありませんけども、私も今後注目していきたいと思っています。

本当に最後になりましたけども、ここまでどうもありがとうございました。

(拍手)

終わったつもりですけども、最後に事務局から事務連絡等をお願いいたします。

事務局
中坂係長

委員の委嘱の期間につきましては、平成29年10月1日からの2年間とし、各個人に委譲させていただいているところではございますが、各組織で役員等の改選があり、委員を変更される場合には解嘱と委嘱の手続をいたしますので、必要書類をお渡します。会議終了後に事務局までお申し出ください。

次回の会議につきましては、案件が決まり次第、日程調整のご連絡を差し上げま

	<p>す。</p> <p>次年度は、平成 32 年度（2020 年度）からの 5 年間の次期計画策定に向けたニーズ調査を実施予定です。国・府からニーズ調査の共通項目等に関する通知が来た後に、調査項目案を作成し、案ができ次第、委員の皆様からのご意見をいただきたいと考えております。次年度もどうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>また、本日お車でご出席いただいた方で、市役所駐車場のご利用の方につきましては、駐車券をお渡ししますので、帰りに事務局のほうへお立ち寄りください。中央公園の駐車場をご利用の方は無料券をお渡ししておりますが、この無料券は本日の会議の用途のみにご利用いただけるものとなります。発行番号を控えてお持ちして、別の用件で利用されますと今後の発行をいたしかねますのでご注意ください。</p> <p>最後になりますが、平成 25 年の 10 月にこども育成支援会議を発足してから、現在まで会長としてお世話になりました福田先生に感謝の意を込めて、改めて拍手を送りたいと思います。先生、ありがとうございました。</p> <p>（拍手）</p>
福田会長	<p>ありがとうございます。多分下でお子さんがお待ちだと思います。ここまでとさせていただきます。本当にどうもありがとうございました。</p>